



平成28年 5月25日

各 位

会 社 名 シスメックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 家次 恒
(コード番号 6869)
問合せ先責任者 執行役員人事総務本部長 大谷 育男
(TEL 078-265-0500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成28年2月25日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、取締役会の監査監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものです。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2016年6月24日

定款変更効力発生日 2016年6月24日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②監査等委員会 (削除) ③会計監査人</p>
<p>第5条～第11条 (省略)</p>	<p>第5条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第13条 (省略)</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長および取締役社長のいずれにも</u>事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第15条～第17条 (省略)</p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、議長がこれに記名捺印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載<u>または記録</u>し、議長がこれに記名捺印<u>または電子署名</u>する。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="290 210 692 239">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="244 306 426 336">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="228 353 778 383">第19条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p data-bbox="454 450 528 479">(新設)</p> <p data-bbox="244 640 480 669">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="201 687 782 763">第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="233 831 480 860">2. ～3. (省略)</p> <p data-bbox="244 927 426 956">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="228 974 782 1146">第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="309 1214 782 1339">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="454 1357 528 1386">(新設)</p> <p data-bbox="454 1547 528 1576">(新設)</p> <p data-bbox="454 1738 528 1767">(新設)</p>	<p data-bbox="901 210 1303 239">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="855 306 1037 336">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="839 353 1390 430">第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、3名以上とする。</p> <p data-bbox="917 450 1390 575">2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、監査等委員という。)は、3名以上とする。</u></p> <p data-bbox="855 640 1091 669">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="839 687 1390 813">第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p data-bbox="839 831 1166 860">2. ～3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="855 927 1037 956">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="839 974 1390 1193">第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="1064 1214 1137 1243">(削除)</p> <p data-bbox="917 1357 1390 1529">2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="917 1547 1390 1720">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="917 1738 1390 2007">4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 22 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または</u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長および</u>取締役社長の<u>いずれにも</u>事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 24 条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>
<p>第 27 条 (省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>これを定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 30 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役員の員数</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、3 名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役を選任方法</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 37 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 42 条 (省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>第 44 条 (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p>

以 上